

函館市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、農林水産部を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年2月5日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 芥 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

平成30年度 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

農林水産部

2 監査の対象

平成30年4月1日から平成30年7月31日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

平成30年10月3日から平成30年12月25日まで

4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、監査項目を定め、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続きは適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(3) 支出事務（鳥獣対策費，漁業用機械等購入資金貸付金）

- ア 違法，不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。
- エ 支払時期は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、適正に執行されていたが、次のとおり意見を付す。

(1) 意見

ア 予算の執行

水産振興費において、平成27年度から、海洋環境の変化による漁業への影響の検証および漁業者による現場での活用のため、海水温などを観測する沿岸漁場海洋環境モニタリング事業を実施しており、今年度も予算計上しているところであるが、設置箇所や計測項目によっては稼働していない機器があるなど稼働率が予想を下回り、今後も安定した観測が見込めないと判断し、未執行のまま事業を中止している。

本事業については、漁業者から継続の要望や期待もあったとのことであったが、結果、所期の目的を達成できず、漁業者の期待に応えられなかったことから、今後においては、函館市内の海況の的確な把握や漁業協同組合との連携により、効果的に事業を実施し、一層の漁業振興に努められたい。